

栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金 交付要領

（趣旨）

第1条 県の交付する栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金については、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和7年2月19日障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金	実施要綱別紙1表1に掲げる障害福祉サービス施設・事業所等が行う、障害福祉現場における生産性向上や更なる業務効率化、職場環境の改善等、障害福祉人材の確保や定着に対する取組の支援	実施要綱4（1）に定める障害福祉サービス施設・事業所に対する、職場環境等の改善又は人件費の引き上げに必要な費用の補助	10/10 （実施要綱5に定めるところ。）	左記に掲げる障害福祉サービス施設・事業所等を運営する者

（交付の申請等）

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条及び第18条（第19条により準用する場合も含む。）の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金交付申請兼請求書	規則の別記様式第1	1	1 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書	実施要綱の別紙様式2－3	1	令和7年4月15日
			2 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書（事業所別個表）	実施要綱の別紙様式2－4	1	

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（次条の軽微な変更又は実施要綱8（4）の規定により知事へ届け出たものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止

の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後２年間保管しておかなければならない。

（軽微な変更）

第５条 前条第１号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （１）事業を廃止すること。
- （２）事業費又は事業量の２０パーセント以上の減少となる変更をすること。

（変更の承認）

第６条 第４条第１号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式第１号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（変更交付の申請）

第７条 この補助金の交付決定後において、障害福祉サービス施設・事業所等の開設等による申請の内容の増加となる変更を行う場合は、次の表に定めるところにより知事に提出するものとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金変更交付申請兼請求書	規則の別記様式第１	１	１ 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書	実施要綱の別紙様式２－３	１	知事が別に定める日
			２ 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書（事業所別個表）	実施要綱の別紙様式２－４	１	

（実績の報告）

第８条 規則第１３条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金に係る事業の実績報告書	規則の別記様式第２	１	１ 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金 実績報告書	実施要綱の別紙様式３－１	１	令和７年 １２月２６日
			２ 栃木県障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書（事業所別個表）	実施要綱の別紙様式３－２	１	

附 則

- １ この要領は、令和７（２０２５）年３月７日から適用する。
- ２ この要領は、令和８（２０２６）年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。